

—— 第 5 編 ——

広域応援編

第5編 広域応援編

第1節 概要

1都6県と県境を接する本県は関東の中央に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に設けられ、東北や上信越から首都への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、県の指示に従い、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。

第2節 事前対策計画

全 部

1 広域避難者の受入体制の整備

市は、県から広域一時滞在の要請があった場合に備え、避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

2 広域災害に係る情報収集体制の整備

大規模災害発生時に情報途絶、情報の錯綜に対処し、迅速な応急対策に資するための情報収集体制を整備する。

3 広域応援拠点の確保

市は、他自治体や関係機関（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織を設置し、物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、拠点候補地を選定・確保する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広に候補地を選定する。

4 広域応援要員派遣体制の整備

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を整える。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(1) 職種混成の広域応援要員チームの編成

市は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを編成し、広域応援時に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や、市業務を熟知する市職員で編成する。

【参考】

派遣を検討する主な職種

業務内容	主な職種
応援の総合調整、物資調整	危機管理防災部職員

看護・救護、保健福祉、こころのケア、要配慮者対策	保健師、看護師、栄養士
土木復旧対応	土木技術職
応急仮設住宅対策、県有施設等復旧対応	建築技術職、設備職
家屋被害調査	税務職員、建築技術職
復興まちづくり計画策定支援	都市計画等従事職員
市町村業務全般の支援	市職員

5 市外傷病者の受入体制の整備

大規模災害で県内外に多数の傷病者が発生し、本市に傷病者の受入れを要請された場合に備え、傷病者の受入体制を整備する。特に首都直下地震等で近隣都県に大きな被害が発生した場合には、多数の傷病者の受入れを要請されることが想定されるため、本市の傷病者の発生状況を踏まえ、適切に傷病者を受け入れる体制の整備を推進する。

6 広域避難受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保を行うなど、広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

7 市内被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

(1) 市民への普及啓発

- ア 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害への備えを強化する。
- イ 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ウ D I G、H U Gを取り入れた住民参加の実践的な訓練を推進する。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

(3) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

- ア 市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。
- イ 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- ウ 古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。工事施工は、緊急輸送道路の橋りょうや鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋りょう（跨道橋）等を優先して実施する。
- エ 市は、老朽化の進む社会资本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、施設を適正に管理し、安全性の確保に努める。

(4) 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第3節 応急対策計画

全 部

1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）

県は、首都圏広域災害発生時に県後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施する。

本市の被災が軽微又は被災していない場合は、県後方応援本部が実施する応援活動に協調して対応する。

2 広域応援要員の派遣

首都圏広域災害が発生した場合、市は、県とともに、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施する。また、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。

(1) 応援要員の派遣調整

被災自治体と連絡が取れない場合や応援調整が必要な場合、自主的あるいは被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）を派遣する。

＜参考＞災害対応時期ごとに必要とされる業務

時 期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、り災証明 ・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のこころのケア、文化財保護 ○環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援

復旧・復興期（中・長期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川）や農林水産施設（農地・農業用施設）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 <ul style="list-style-type: none"> ・建築の復旧工事、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査
----------------	---

3 広域避難の支援

首都圏広域災害発生時に、県から協力を求められた場合、本市の避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供する。県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他市町村避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(1) 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、大規模災害の発生に伴い、被災した都道府県知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

(2) 避難者受入方針の決定

県は、市に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

(3) 避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

(4) 避難所の管理運営

第2編第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準ずる。

(5) 避難行動要支援者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

市は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

(6) 自主避難者への支援

市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

(7) 避難者登録システム等の活用

県は、市の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。

4 がれき処理支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

第4節 復旧・復興支援計画

全 部

1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

＜参考＞復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、り災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業あつ旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資

2 遺体の埋・火葬支援

首都圏広域災害発生時、本市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる

場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

3 仮設工場・作業場の斡旋

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

4 生活支援

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

5 首都機能の維持

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。

市は、政府の災害対応及び業務継続を支援する。

6 被災地の継続的な支援

本市は、県や埼玉県市町村長会議からの要請、協定締結自治体からの直接の要請等があった場合、大規模災害で被災した自治体の継続的な支援を実施する。現在、本市では、県の取り組みにより、東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市と福島県本宮市に対する継続的な支援を実施している。